

## 静岡県県営林J-クレジット販売要領

### (趣旨)

第1条 県が、静岡県県営林で認証取得したJ-クレジット（以下「県営林J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することに関して必要な事項を本要領に定める。

### (用語の定義)

第2条 本要領におけるJ-クレジット制度に関する用語については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」（2013年4月17日、経済産業省、環境省、農林水産省制定）の定めるところによる。

### (販売手法)

第3条 県営林J-クレジットの販売手法は、次の各号によるものとする。

- (1) 県が県営林J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に対し直接販売する方法（以下「直接販売」という。）
- (2) 県が購入希望者の紹介業務を委託した場合において、県と当該購入希望者との間で売買契約を締結する方法（以下「紹介業務委託」という。）
- (3) 県が購入希望者の購入に関する仲介業務を委託した場合において、当該受託者が販売する方法（以下「仲介業務委託」という。）

### (販売単価及び購入上限等)

第4条 県営林J-クレジットの販売単価及び購入上限等は、県が別に定めるものとする。  
2 前項の販売単価及び購入上限等は、県のホームページで公表するものとする。これを改定した場合も同様とする。

### (購入希望者の募集)

第5条 購入希望者の募集は、第3条各号の定めるところにより、県又は、購入希望者の紹介業務若しくは購入希望者の購入に関する仲介業務を県から受託した者（以下「受託者」という。）が行うものとする。

2 購入希望者の募集は、県が保有する県営林J-クレジットの数量の範囲内で行うものとし、県はホームページに販売する数量を公表する。

### (購入の申込み)

第6条 直接販売及び紹介業務委託の場合、県営林J-クレジットの購入の申込みは、購入希望者が行うものとし、様式第1号の1、様式第2号の1及び様式第3号に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。

2 仲介業務委託の場合、県営林J-クレジット購入の申込みは、仲介業務の受託者が行うものとし、様式第1号の2及び様式第2号の2に必要事項を記入の上、窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により、県に提出する。

3 第1項及び第2項の申込みは、1二酸化炭素換算トン（以下「t-CO<sub>2</sub>」という。）単位で行うものとする。

(購入者の決定)

第7条 県は、前条第1項及び第2項の規定による申込みがあった場合は、必要書類を全て整えた順番（以下「先着順」という。）に内容を審査の上、県営林Jークレジットの購入者を決定する。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する者に販売しないものとする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (2)個人又は法人の代表者が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (3)法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8)その他、適切な取引ができないと認められる者

3 県は、第1項の審査に必要な範囲において、前条第1項及び第2項の申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、県営林Jークレジット使用の目的及び方法に関する資料並びにその他の資料の提出を求めることができる。

4 県は、第1項の審査結果について、申込者に書面（様式第4号）により通知する。

(売買契約の締結)

第8条 県は、前条第1項により決定した場合は、契約書（様式第5号）を作成し、購入者と売買契約を締結する。

(売買代金の納入)

第9条 購入者は、県営林Jークレジットの売買代金を、県が発行する納入通知書により納入する。

(県営林Jークレジットの移転、無効化)

第10条 県は、前条の規定による納入を確認後、Jークレジット登録簿において、県の口座から購入者が指定する口座に、販売した県営林Jークレジットの移転手続きを行う。

2 県は、購入者が第8条の規定による契約締結までに前項の口座を指定しない場合は、販売した県営林Jークレジットの無効化を行う。

3 県は、前項の規定による無効化を行った場合は、購入者に無効化通知書の写しを送付する。

4 購入者は、第1項の規定による移転又は第2項の規定による無効化を確認した際は、県に遅滞なく静岡県県営林Jークレジット受領書（様式第6号の1）又は静岡県県営林Jークレジット無効化処理確認書（様式第6号の2）を提出する。

(紹介業務委託の業務内容)

第11条 第3条第1項第2号による紹介業務委託は、次に掲げる業務とする。

- (1)購入希望者の募集に関する業務
- (2)購入希望者の紹介に関する業務

(仲介業務委託の業務内容)

第12条 第3条第1項第3号による仲介業務委託は、次に掲げる業務とする。

- (1)購入希望者の募集に関する業務
- (2)購入希望者に販売するために行う県営林J-クレジットの購入並びに購入希望者への販売(以下、仲介業務受託者の販売先を「仲介先顧客」という。)に関する業務
- (3)仲介先顧客に販売した県営林J-クレジットの移転・無効化に関する業務

(委託期間)

第13条 第11条及び第12条に定める業務の委託期間は、委託契約を締結した日から当該日が属する年度内の日までとする。

(受託の申請)

第14条 県から第11条又は第12条に定める業務の委託を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、静岡県県営林J-クレジット紹介業務受託申請書(様式第7号の1)又は静岡県県営林J-クレジット仲介業務受託申請書(様式第7号の2)を窓口への持参、郵送、電子メールのいずれかの方法により県に提出しなければならない。

(受託者の決定)

第15条 県は、前条に規定による申請があった場合は、先着順に当該申請の内容を審査の上、第11条又は第12条に定める業務の受託者を決定する。

2 県は、次の各号のいずれかに該当する者を受託者とししないものとする。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- (2)個人又は法人の代表者が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
- (3)法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (5)暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (8)本社又は営業所等の事業拠点を静岡県内に有していない者
- (9)その他、適切な取引ができないと認められる者

3 県は、前条の規定による申請があった場合は、第1項の審査に必要な範囲において、申請者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

4 県は、第1項の審査結果について、申請者に書面（様式第8号）により通知する。

（委託契約の締結）

第16条 県は、受託者を決定したときは、静岡県県営林J-クレジット紹介業務委託契約書（様式第9号）又は静岡県県営林J-クレジット仲介業務委託契約書（様式第10号）により受託者と契約を締結するものとする。

2 県は、前項の契約を締結した後は、速やかに、その旨を県ホームページで公表するものとする。

（証明書の発行）

第17条 購入者及び仲介先顧客は、県営林J-クレジットを購入した証として、証明書の発行を希望する場合は、県に証明書発行申請書（様式第11号）を提出する。ただし、県及び受託者以外から県営林J-クレジットを購入した場合は、申請することができない。

2 県は、前項の規定による申請があった場合は、証明書（様式第12号）を発行する。

（協議）

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と購入希望者又は購入者、申込者、申請者、受託者、仲介先顧客が誠意をもって協議し、解決を図る。

（その他）

第19条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月8日から施行する。